

## 天敵に関する情報提供について

## 第1 指定対象の範囲

農薬取締法（以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、告示において特定農薬として指定する天敵の範囲については、使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵（以下「土着天敵」という。）に限る。土着天敵には、採取した場所と同一の都道府県内で増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。

## 第2 土着天敵を使用、増殖及び販売する者が留意すべき事項

## 1 土着天敵の使用について

## (1) 法令に基づく遵守事項

土着天敵は、告示に基づき、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内において使用すること。

## (2) その他の留意事項

土着天敵の使用に当たっては、使用場所、使用年月日及び使用数量等を記録すること。

## 2 土着天敵の増殖について

## 法令に基づく遵守事項

(1) 土着天敵を増殖する者（専ら自己の使用のため増殖する者は除く。以下同じ。）は、法第10条の規定に基づき、帳簿を備え付け、これに増殖を行う規模等（土着天敵の名称、増殖数量等）を記載し、少なくとも3年間保存すること。

(2) 土着天敵を増殖する者は、法第10条の2第1項及び第2項に基づき、増殖した土着天敵の数量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は誤解の生じるおそれのある名称を用いないこと。

(3) 土着天敵の増殖を行う場所は、告示に基づき、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内に限ること。

## 3 土着天敵の販売について

## (1) 法令に基づく遵守事項

①採取又は増殖した土着天敵を販売する者（以下「販売者」という。）は、法第8条第1項の規定に基づく販売者の届出を販売する者の

所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。

②販売者は、土着天敵を販売する際、次の点を確認し、法第9条に基づき、特定農薬として指定されていない天敵を販売しないこと。

- ・販売する土着天敵が使用場所と同一の都道府県内で採取されたものであること。
- ・販売先の所在地及び使用される場所が採取場所と同一の都道府県内であること。

③販売者は、法第10条に基づき、帳簿を備え付け、これに土着天敵を販売した年月日、販売先及び販売数量を記載し、少なくとも3年間保存すること。

④販売者は、法第10条の2第1項及び第2項に基づき、販売する土着天敵の数量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は誤解の生じるおそれのある名称を用いないこと。

## (2) その他の留意事項

①販売者は、販売先における再増殖の規模等及び再販売の有無を確認すること。

②増殖した土着天敵を再販売する者は、3(1)及び(2)①に定める販売者の管理措置と同等の措置をとること。

③販売者と販売を受ける者(以下「購入者」という。)は、1から3までに定める管理措置を確実に実施するため、土着天敵の取扱いに関する取決めを書面で締結すること。

## 第3 その他

1 土着天敵の販売について、販売者から法第8条第1項の規定に基づく届出を受けた都道府県は、当該販売者及び購入者に対し、遺漏無く本通知に関する指導を行うこと。

2 土着天敵の数量とは、その頭数又は重量を指し、数量を正確に測定することが難しい場合は、その概数で示すこととして差し支えない。

3 販売には販売以外の授与を含み、購入には譲受も含まれる。

※下線部分はパブリックコメントの意見を踏まえ、追加したもの。

※波線部分は数量に関する記述が複数箇所にあったため、まとめたもの。